

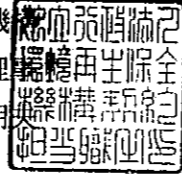
「石綿健康被害救済認定・給付システムの機能追加業務」に関する参加者の有無を確認  
する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成22年11月29日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職員

武川 明



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

石綿健康被害救済認定・給付システム（以下「本システム」という。）は、石綿（アスベスト）による健康被害の迅速な救済を図るため制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」（以下「石綿法」という。）に基づく、画面数207、帳票数179からなるワークフローシステムであり、環境再生保全機構（以下「機構」という。）が認定から給付に至る業務を円滑に実施するための根幹をなすものです。

本業務は、機構の行う石綿法第7条等に規定されている認定の更新に係る業務及び平成22年7月1日の石綿法政令改正による指定疾病追加に係る業務に必要な機能の追加・一部改修を行うことを目的としており、石綿法はもとより、機構の行う業務と本システムについて精通している必要があります。

特定の者は、平成21～22年の本システムの再構築から現在まで、本システムの開発及び運用保守管理を行っており、本システムに精通していることにより、障害が発生した際にも迅速かつ的確に対応を行っています。

以上のことから、特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていますが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者による一般競争入札（総合評価方式）又は企画競争を実施する予定となります。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 石綿健康被害救済認定・給付システムの機能追加業務
- (2) 業務内容 : 石綿健康被害救済認定・給付システムに制度上必要な機能を追加するための作業（別紙仕様書参照）
- (3) 履行期間 : 契約締結日から平成23年3月25日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 競争に参加する事ができない者
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 契約の履行にあたり品質・数量について不正行為をした者、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価値を害しもしくは不正な利益を得る為に連合した者等とその事実があった後2年を経過していない者
- ② 平成22、23及び24年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「ソフトウェア開発」又は「情報処理」において「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- ③ 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」写しを提出できる者であること。
- ④ プライバシーマークの使用許諾またはISMS、ISO27001の認証を取得していること若しくは同等の体制を整備していること。

(2) システムに関する要件

- ① 業務内容のうち石綿法第7条に基づく認定の更新業務については、最初に認定の有効期間が満了する被認定者に対し、平成23年1月下旬までに認定更新の決定を行う必要があることから、それまでに改修等作業を終える必要がある。これらの納期（別紙仕様書参照のこと）について厳守できることを工程表及び実施体制を示し証明すること。
- ② 本システムの当初開発時において、開発以前から開発業者が所有していた技術、ノウハウ等は、開発業者にその権利・利益が帰属していることから、本業務実施にあたっては当該業者と十分調整すること。なお、調整等に係る費用については請負者が負担すること。
- ③ 本システムへの機能追加にあたり、本システムを安定的に運用するため、障害発生時等に即座に対応できるよう、本システムの保守運用管理を行っている業者と、そのノウハウ等を活用するため、その権利を有する当該業者と十分調整すること。なお、調整等に係る費用については請負者が負担すること。
- ④ 追加機能のプログラムについては、請負者において、データベースシステムを含めたテスト環境を別途構築し、十分なテストを行った上で、本システムにインストールすること。
- ⑤ 本システムのデータは、機微な個人情報が含まれることから機構外に持ち出すことができないため、本システムのデータを使用する場合は機構内で実施すること、また、請負者は「環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程」等を遵守することについて、実現するための方法、管理体制を構築し、書面にて機構に示すこと。

(3) 技術力に関する要件

- ① 本システムの設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解できること。
- ② 本システム及び追加機能の内容及び設計に精通する技術者を確保でき、かつ、納期を遵守できるだけの人材を確保できること。

- ③ 石綿健康被害救済業務又は同様の認定支給業務のワークフローに通じ、本システムの機能追加に必要な制度・業務知識を十分有していること。
- ④ 本システムは、認定から給付までの一連の業務を対象としており、このようなワークフロー系のシステムでの機能追加や改修の技術、ノウハウ等を有していること。

(4) 業務実績に関する要件

保険優先の公費負担医療制度に関する電算処理システム・ソフトウェアの導入業務に類似する実績を有すること。

(5) 守秘性に関する要件

業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者に漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー  
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 渡辺愛子、日野和重  
電話 : 044-520-9614 FAX : 044-520-2193

(2) 仕様書等の交付期間、場所及び方法、説明会の有無

期間: 本公示の日から平成 22 年 12 月 13 日(月)までの土・日曜日を除く、  
10時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで。

場所及び方法: 4.(1)において配布

説明会の有無: なし

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 期限: 平成 22 年 12 月 13 日(月) 17時00分

2) 場所: 4.(1)に同じ

3) 方法: 持参、郵送(書留郵便に限る)又は FAX

4) 提出書類:

- ・ 参加意思確認書(別添様式第1)
- ・ 3. 応募要件を満たすことを証する書面
- ・ 会社概要(会社概要が分かるパンフレットで代替可)

※提出書類は返却いたしません。

- (3) 一般競争入札(総合評価方式)又は企画競争により請負業者を決定することになった場合、別途通知する。
- (4) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じ説明を実施すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口: 4.(1)に同じ。

